****

第１章　　計画策定にあたって

****

# **第１章　　　　計画策定にあたって**

## １　「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」の同時策定

### （１）「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」　●　●　●　●

小平市では、平成20（2008）年度から「小平市第三期地域保健福祉計画」に基づき地域保健福祉を総合的に推進し、また、平成19（2007）年度から「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進してきました。

両計画は、対象者が高齢者、障がいのある人、子ども、事業者、市民活動団体等と共通し、また、計画の内容においても、高齢者、障がいのある人、子ども等、分野別の各個別計画に共通する施策を含むことから、市の現状と課題については、両計画に共通する内容としてまとめています。地域福祉と福祉のまちづくりの課題に対しては、それぞれの計画において対応を示しています。

### （２）本書の構成　●　●　●　●　●　●　●

以上を受けて、本書の構成は以下のとおりとなっています。

「第１章　計画策定にあたって」「第２章　市の現状と課題」「第５章　計画の推進体制」は、地域保健福祉計画と福祉のまちづくり推進計画に共通する内容を記載しています。「第３章　第四期地域保健福祉計画」「第４章　第三期福祉のまちづくり推進計画」は、それぞれの計画について記載しています。

## ２　計画策定の背景

### （１）地域福祉・福祉のまちづくりに関する主な動向　●　●　●　●　●　●　●

① 「生活困窮者自立支援法」の施行

平成27（2015）年４月に、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体による必須事業として、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、地域の実情に応じて実施する任意事業として、③就労準備支援事業、④一時生活支援事業、⑤家計相談支援事業、⑥学習支援事業が創設されました。



② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行

平成26（2014）年１月に、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定した「障害者の権利に関する条約」が締結され、また、条約締結に必要な国内法の整備の一環として、平成25（2013）年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28（2016）年４月に施行されました。

障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、負担になり過ぎない範囲で、障がいのある人が直面する社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。

③ 「ユニバーサルデザイン行動計画」の策定

平成29（2017）年２月に、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、共生社会の実現に向けて、世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するとともに、国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取組を展開するため、「ユニバーサルデザイン行動計画」が策定されました。

その中では、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策に障がいのある人による視点を反映させることが望ましいことや、交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直し等の取組が打ち出されています。

④ 成年後見制度利用促進基本計画の策定

平成28（2016）年４月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国において、平成29（2017）年３月に、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

同計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的としており、国、地方公共団体、関係団体等は、基本計画の工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組むこととされています。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進と「社会福祉法」の改正

平成28（2016）年度に、厚生労働省に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、



地域を共に創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

その一環として、平成29（2017）年６月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、平成30（2018）年４月から施行されます。

この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

### （２）法制度等の主な変遷　●　●　●　●　●　●　●

① 国

【 地域福祉 】

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 動き |
| 昭和２６（1951）年 | 「社会福祉事業法」制定 |
| 平成１２（2000）年 | 「社会福祉事業法」を改正し、「社会福祉法」に改称…「地域福祉の推進」を明記、地域福祉計画を位置づけ |
| 平成２８（2016）年 | 「社会福祉法」改正…社会福祉法人制度の改革等 |
| 平成２９（2017）年 | 「社会福祉法」改正…地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 |

【 福祉のまちづくり 】

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 動き |
| 平成　６（1994）年 | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」制定 |
| 平成１２（2000）年 | 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」制定 |
| 平成１８（2006）年 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」制定…一体的・総合的なバリアフリー施策の推進をめざして、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合 |
| 平成２３（2011）年 | 「障害者基本法」改正 |
| 平成２６（2014）年 | 「障害者の権利に関する条約」締結 |
| 平成２８（2016）年 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 |
| 平成２９（2017）年 | 「ユニバーサルデザイン行動計画」策定「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正 |



② 東京都

【 地域福祉 】

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 動き |
| 平成１８年（2006年） | 「福祉・健康都市　東京ビジョン」策定…福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針で、分野別計画の策定・推進の基本となるもの |
| 平成３０年（2018年） | 「東京都地域福祉支援計画」策定（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度・３年間） |

【 福祉のまちづくり 】

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 動き |
| 平成　７（1995）年 | 「東京都福祉のまちづくり条例」制定 |
| 平成１２（2000）年 | 「東京都福祉のまちづくり条例」改正…条例の対象施設の拡大 |
| 平成１５（2003）年 | 「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（ハートビル条例）」制定 |
| 平成１８（2006）年 | 「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（ハートビル条例）」を改正し、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）」に改称 |
| 平成２１（2009）年 | 「東京都福祉のまちづくり条例」改正…ユニバーサルデザインの理念の明確化等 |
| 平成２６（2014）年 | 「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度・５年間） |

③ 小平市

【 地域福祉 】

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 動き |
| 平成　５（1993）年 | 「小平市地域保健福祉計画」策定（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度・10年間） |
| 平成１５（2003）年 | 「小平市新地域保健福祉計画」策定（平成15（2003）年度～平成19（2007）年度・５年間） |
| 平成２０（2008）年 | 「小平市第三期地域保健福祉計画」策定（平成20（2008）年度～平成29（2017）年度・10年間） |
| 平成３０（2018）年 | 「小平市第四期地域保健福祉計画」策定（平成30（2018）年度～平成38（2026）年度・９年間） |

【 福祉のまちづくり 】

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 動き |
| 平成　９（1997）年 | 「小平市福祉のまちづくり条例」制定 |
| 平成１２（2000）年 | 「小平市福祉のまちづくり推進計画」策定（平成12（2000）年度～平成16（2004）年度・５年間） |
| 平成１３（2001）年 | 「小平市福祉のまちづくり条例」改正…条例の対象施設の拡大 |
| 平成１９（2007）年 | 「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」策定（平成19（2007）年度～平成28（2016）年度・10年間） |
| 平成２１（2009）年 | 「小平市福祉のまちづくり条例」改正…ユニバーサルデザインの理念の明確化等 |
| 平成２８（2016）年 | 「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定の基本方針」により、「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」の計画期間を、平成29（2017）年度までに延伸 |
| 平成３０（2018）年 | 「小平市第三期福祉のまちづくり推進計画」策定（平成30（2018）年度～平成38（2026）年度・９年間） |

## ３　計画策定の目的

「第三期地域保健福祉計画」（平成20（2008）年度～平成29（2017）年度）及び「第二期福祉のまちづくり推進計画」（平成19（2007）年度～平成29（2017）年度）の計画期間が、平成29（2017）年度に終了することから、少子高齢化の進行等による社会環境の変化や、生活困窮者自立支援法の施行、社会福祉法の改正等の国や東京都の動向を踏まえ、小平市の実情に応じた計画の策定により、平成30（2018）年度以降の小平市の地域保健福祉及び福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

## ４　計画の位置づけ

### （１）「地域保健福祉計画」及び「福祉のまちづくり推進計画」の位置づけ　●　●　●　●　●　●　●

・**「地域保健福祉計画」**は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」に該当する、地域福祉を推進するための基本となる計画です。

・市のあるべき姿、進むべき目標を定めた「小平市長期総合計画基本構想」の部門別計画として位置づけられます。

・高齢者、障がいのある人、子ども等の、保健福祉における分野別の各個別計画と整合性を図り、「地域」という分野を横断した視点に基づき、各分野に共通して取り組むべき事項について、総合的に推進します。

・小平市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」（現在は、第三次小平市地域福祉活動計画・平成21（2009）年度～平成30（2018）年度・10年間）は、本計画と同様、地域福祉の推進という目的を共有するとともに、社会福祉協議会も含めて、事業者や住民等が主体となって具体的に展開する地域福祉活動の方向性を中心にまとめたものです。

「地域保健福祉計画」は、「地域福祉活動計画」と相互に連携・協働を図ります。

・**「福祉のまちづくり推進計画」**は、小平市福祉のまちづくり条例第８条に基づく、福祉のまちづくりを進める上で基本となる計画です。

・「地域保健福祉計画」と同様、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野別の各個別計画に共通する施策を備え、分野別の各個別計画と連携しつつ、福祉のまちづくりを推進します。



・**「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」**は、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、東京都の「地域福祉支援計画」、「福祉のまちづくり推進計画」等との整合性を図っています。

・今回、「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」の計画期間を、１年間延伸して、平成29（2017）年度までとし、「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定することにより、地域福祉と福祉のまちづくりを総合的に推進します。

計画の位置づけ

小平市第三次長期総合計画基本構想

整合

・社会福祉法

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（バリアフリー法）

等

国

整合

連携・協働

小平市第四期地域保健福祉計画

第三次小平市地域福祉活動計画（小平市社会福祉協議会）

整合

・　小平市第三期福祉のまちづくり推進計画

・小平市地域包括ケア推進計画

・小平市障がい者福祉計画

・第五期小平市障害福祉計画・第一期小平市障害児福祉計画

・小平市子ども・子育て支援事業計画

・小平市子ども・若者計画

・こだいら健康増進プラン

・小平アクティブプラン２１
（第三次小平市男女共同参画推進計画）

・小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略

・小平市都市計画マスタ―プラン

・小平市地域防災計画　等

・東京都地域
福祉支援計画

・東京都福祉の
まちづくり
推進計画　 等

東京都

## ５　計画の期間

・本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成38（2026）年度までの９年間とします。

・３年ごとに策定する「地域包括ケア推進計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の計画期間の周期と合わせることで、連携・整合を図り、地域福祉及び福祉のまちづくりを総合的に推進します。



計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名 | 30（2018）年度 | 31（2019）年度 | 32（2020）年度 | 33（2021）年度 | 34（2022）年度 | 35（2023）年度 | 36（2024）年度 | 37（2025）年度 | 38（2026）年度 |
| 長期総合計画基本構想 | 長期総合計画（第３次）（平成18(2006)年度～） |  |  |  |  |  |  |
| 【地域福祉分野】 |
| 地域保健福祉計画福祉のまちづくり推進計画 | 地域保健福祉計画（第４期）福祉のまちづくり推進計画（第３期） |
| 【高齢者福祉分野】 |
| 地域包括ケア推進計画 | 地域包括ケア推進計画（第７期） | 地域包括ケア推進計画（第８期） | 地域包括ケア推進計画（第９期） |
| 【障がい者福祉分野】 |
| 障がい者福祉計画 | 障がい者福祉計画（第４期）（平成27(2015)年度～） |  |  |  |  |  |  |
| 障害福祉計画障害児福祉計画 | 障害福祉計画（第５期）障害児福祉計画（第１期） | 障害福祉計画（第６期）障害児福祉計画（第２期） | 障害福祉計画（第７期）障害児福祉計画（第３期） |
| 【子ども家庭分野】 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援事業計画（平成27(2015)年度～） | 子ども・子育て支援事業計画（第２期） |  |  |
| 子ども・若者計画 | 子ども・若者計画（～平成39(2027)年度） |
| 【健康分野】 |
| こだいら健康増進プラン | こだいら健康増進プラン（平成29（2017）年度～） |  |  |  |  |
| 【その他】 |
| 地域福祉活動計画 | 　　　　　　 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※点線は、未定の部分を示している。

地域福祉

活動計画

（第３次）

（平成21

(2009)年度～）

団塊の世代が

75歳に

2020年東京オリンピック・

パラリンピック競技大会

2015年

## ６　地域福祉計画に盛り込む事項

### （１）社会福祉法上の規定（社会福祉法第107条）　●　●　●　●　●　●　●

平成30（2018）年４月に施行される改正後の社会福祉法では、次の項目を一体的に定めることが求められています。

　ア　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

　イ　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

　ウ　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

　エ　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

　オ　包括的な支援体制の整備に関する事項（第106条の3第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）

→（社会福祉法第106条の３　第１項）

　第１号　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対

する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、

地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推

進するために必要な環境の整備に関する事業

第２号　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談

に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関

係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

第３号　生活困窮者自立支援法第２条第２項に規定する生活困窮者自立相談

支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決す

るために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体

的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業



### （２）要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人）への支援

平成19（2007）年８月に、厚生労働省より、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、地域における要援護者（現在の「要配慮者」）に係る情報の把握・共有及び支援について、市町村地域福祉計画に盛り込むことになりました。

また、平成25（2013）年６月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人を「避難行動要支援者」として、円滑かつ迅速に避難するための対策をとることが求められています。

### （３）生活困窮者への支援　●　●　●　●　●　●　●

平成26（2014）年３月に、厚生労働省から、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、生活困窮者に係る自立支援等について、市町村地域福祉計画に盛り込むことになりました。

## ７　計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、小平市福祉のまちづくり条例第12条に基づき、事業者、福祉関係団体、公募市民、学識経験者及び関係行政機関の職員から構成される「小平市福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、本計画の内容について検討しました。

また、庁内では、関係する部局の連携を図るため、「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議」等により、策定を進めました。

平成28（2016）年11月から12月にかけて、市民及び地域福祉を支える団体・組織を対象に、「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための基礎調査」を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

さらに、本計画素案について「市民懇談会」や、主に知的障がいのある人を対象とした「わかりやすい説明会」を開催するとともに、市民意見の募集（パブリックコメント）を行い、市民意見の反映に努めました。



## ８　地域における支えあいと相談支援の推進

### （１）地域福祉とは　●　●　●　●　●　●　●

現在、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中、地域では、ひきこもりやサービス利用の拒否等、既存の制度に明確に位置付けられていませんが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間にある課題」や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「」）等の複雑化・多様化した課題が生じてきています。

これまで、高齢者、障がいのある人、子ども等の対象者ごとの制度を中心に公的な支援が行われ、各分野で制度的な対応をたえまなく進めていくことが必要ですが、行政による公的な福祉サービスによる支援で、対応や解決ができる課題もあれば、難しい課題もあります。

「地域福祉」とは、地域においてだれもが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という分野を横断した括りで捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30（2018）年４月に施行される改正社会福祉法第４条第２項に、地域住民や福祉関係者が、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたように、市民、事業者、関係機関・団体、行政の各々が役割を果たし、連携した、自助（市民一人ひとりの主体的な活動）・共助（ご近所の助けあいやボランティア活動等の市民・団体相互の支えあい）・公助（行政による公的な福祉サービス）の考えに基づく支えあいが、より一層必要とされています。

自助・共助・公助に基づく支えあい

小平市では、行政の役割として、公的な福祉サービスを充実していくとともに、市民、事業者、関係機関・団体、市相互で協力・協働し、地域全体で福祉を推進します。



### （２）包括的な支援体制の構築　●　●　●　●　●　●　●

小平市では、地域の実情を踏まえたきめ細かい高齢者福祉・介護の環境づくりをめざすものとして、地域の成り立ちや人口の分布状況等から、市内を５圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置していますが、今後、地域福祉においても、この地域包括支援センターの活動エリアである日常生活圏域により、地域福祉を進め、必要に応じて圏域の見直しについて検討します。

西圏域

中央西圏域

中央圏域

中央東圏域

東圏域



★

★

●

★

★

★

＜主な相談窓口＞

★　地域包括支援センター

☆　地域包括支援センター出張所

●　障害者福祉センター（たいよう福祉センター）

〇　あおぞら福祉センター

▲　地域生活支援センターあさやけ

△　子ども家庭支援センター

■　障がい者地域自立生活支援センターひびき、こだいら生活相談支援センター、

権利擁護センターこだいら

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 西圏域 | 中央西圏域 | 中央圏域 | 中央東圏域 | 東圏域 |
| 町名 | 栄町１～３丁目中島町小川町１丁目たかの台津田町１丁目上水新町１～３丁目上水本町１丁目 | 小川西町１～５丁目小川東町１～５丁目津田町２～３丁目学園西町１～３丁目上水本町２～６丁目 | 小川東町小川町２丁目学園東町１丁目（※） | 美園町１～３丁目大沼町１～７丁目仲町学園東町２～３丁目学園東町喜平町１～３丁目上水南町１～４丁目 | 花小金井１～８丁目天神町１～４丁目鈴木町１～２丁目花小金井南町１～３丁目回田町御幸町 |
| 地域包括支援センター | けやきの郷 | 小川ホーム | 中央センター（基幹型） | 多摩済生ケアセンター | 小平健成苑 |
| けやきの郷たかの台出張所 | 小川ホーム四小通り出張所 | 多摩済生ケアセンター喜平橋出張所 | 小平健成苑花小金井出張所 |

※中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としている。



改正社会福祉法では、国及び地方公共団体には、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策の展開等を行う責務があり、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。

区市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、地域住民等による解決が困難な課題については、多くの支援関係機関が連携した総合的な相談支援体制を整備することが必要とされています。

現在、各関係機関による相談窓口での対応や、民生委員児童委員等が高齢者や支援が必要と思われる人のもとに出向き、見守り等も含めた支援を行っていますが、地域には、相談に行くことができない場合や、制度の狭間にある課題や複数かつ多様な課題を抱え、どこに相談したらよいかがわからない場合等、適切な解決策を講じることが難しいケースもあります。

そのため、住民に身近な圏域への、気軽に相談することができる窓口の設置が求められており、窓口としては、日常生活圏域ごとの中核拠点である地域包括支援センターにおいて、高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども等の相談対象者の拡大を検討することなどが考えられますが、地域包括ケアシステムの構築の進捗状況を確認しながら、検討を進める必要があります。

また、住民主体の助けあいによる高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を進める生活支援コーディネーターが地域包括支援センターに配置されていますが、高齢者分野に限らず地域生活課題を住民が主体的に把握し、解決を試みることができるよう、小平市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカーの段階的な配置の検討を進めます。コミュニティソーシャルワーカーの主な活動内容は、地域における個別的な支援や支えあい活動の仕組みづくり等ですが、その専門知識や技能を活かして、住民と協働し、関係機関・団体と連携して、地域ごとの特性に合わせたきめの細かい対応を行うものです。

さらに、身近な圏域での相談体制を支援するとともに、各制度ごとの相談支援機関のほか、福祉以外の分野も含めた多機関との連携により、適切な支援を行います。

今後、国・東京都等の動向や地域包括ケアシステムの構築の進捗状況を踏まえつつ、地域における住民主体の課題解決の体制づくりを支援する仕組みや、相談支援における関係機関との連携の推進について検討し、小平市の実情に応じた包括的な支援体制の構築をめざします。

住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくり



様々な課題を抱える住民

（生活困窮、障がい、認知症等）

受け手⇔支え手

課題把握

受け止め

解決

地域の基盤づくり

【日常生活圏域】

住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する

連携









地域における個別支援や支えあいの仕組みづくり

地域住民の相談を

包括的に受け止める場

コミュニティソーシャル

ワーカーの配置など

地域包括支援センターなど

明らかになったニーズに

寄り添いつつ、つなぐ

バックアップ











【市全域】

多機関の協働による包括的な相談支援体制の推進









※「第６回地域力強化検討会（平成29（2017）年２月28日開催）参考資料１　地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ」を参考に作成したモデル図で、今後、小平市の実情に応じた包括的な支援体制を検討する中で、変更になる可能性があります。

※地域住民等や支援関係機関は、主なものを記載しています。

